厚木市住宅運営審議会委員公募の選考等に関する基準

1 選考委員会の設置及び選考委員

- (1) 厚木市住宅運営審議会の公募による委員を選考するに当たり、公平かつ公正な 選考を確保するため、「厚木市住宅運営審議会に係る委員公募選考委員会」(以下 「選考委員会」という。)を設置する。
- (2) 選考委員会は、市営住宅主管部長、市営住宅主管課長及び市営住宅主管係長をもって構成し、選考委員長には、市営住宅主管部長を充てる。
- (3) 選考委員会の事務局は、市営住宅主管課に置く。

2 選考数

募集人員及び次点1人を選考する。

3 選考基準及び選考方法

選考委員会は、委員の選考に当たって、提出された厚木市住宅運営審議会委員応募申込書を基に、応募の動機などにおいては、次表の評価項目に従い、5段階評価で採点し、その他、社会的活動の経験等を総合的に考慮し、協議・決定するものとする。なお、評価点の得点合計が満点の50パーセントに満たない者は選考の対象としない。

評 価 項 目	評価点(5段階評価)				
市営住宅に対する理解	5	4	3	2	1
市営住宅に対する考え方	5	4	3	2	1
運営審議会への参画意欲	5	4	3	2	1
文章のわかりやすさや内容の充実度	5	4	3	2	1

【配点基準】5点:非常に優れている 4点:優れている 3点:普通 2点:やや劣る 1点:劣る

4 その他

- (1) 応募者数が募集人員に満たない場合、又は選考の結果募集人員に満たないこととなった場合は、再募集を行うことができる。
- (2) 応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例(平成13年 厚木市条例第15号)及び厚木市個人情報保護条例(平成16年厚木市条例第11 号)によるものとする。